

彌郡三郎左衛門尉所領當國 能州 大澤村五分貳事、去正月十一日彌郡丹内左衛門之子息 若正丸仁讓與之狀一見畢、不可有子細之狀如件。

康曆元年四月十三日

(吉見氏題) 沙彌 在判

(本年正月十一日の條参照。吉見氏頼がこの後能登守護たりしや否やは詳かならず。)

閏四月八日。幕府、加賀守護富樫昌家をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊の米運上舟を抑留するを停めしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

六一一

臨川寺領加賀國大野庄米運上舟事、故入守護使、依停止往來着岸舟等を、不及運送云々。爲事實者太不可然。所詮爲守護不入之地上、不日止其煩、可被勘過寺米舟之狀、依仰執達如件。

康曆元年閏四月八日

(細川題) 武藏 守 在判

富樫 介殿

六月十九日。足利義滿、攝津能直の領加賀郡倉

月莊を守護不入の地と爲す。

【美吉文書】 武藏

六一二

加賀國倉月庄、駿河國益頭庄等事、向後可爲守護不入之地、早可令存知狀如件。

康曆元年六月十九日

(足利義滿) 在判

攝津掃部頭殿

七月廿八日。幕府、加賀守護富樫昌家をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊に臨時役を課するを停めしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

六一三

臨川寺領加賀國大野庄事、寺家庄主狀如此。子細見狀。遣使者於庄内、被充催臨時役米錢之間、土民等難安堵云々。事實者太不可然。不日致尋沙汰、於寺米等者、如元可被返遣之狀、依仰執達如件。

康曆元年七月廿八日

(新波義將) 左衛門 佐 在判

富樫 介殿

九月廿一日。幕府、加賀守護富樫昌家をして、

山城臨川寺領加賀郡大野莊より掠奪せる米錢を寺家に返付せしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

六一四

臨川寺雜掌申、於加賀國大野庄家人等追捕狼藉事、重申副注狀文。如此。先度被仰之處不事行云々。早於所責取之米錢者、任注文之旨、來月十五日以前糺返寺家、可執進請取之狀、至狼藉人者、爲向後加柄誠可被申左右。若猶不承引者、可有殊沙汰之狀、依仰如件。

康曆元年九月廿一日

(新波義將) 左衛門 佐 在判

富樫 介殿

天授六年

庚申

康曆二年

京都

紀元二〇四〇

三月二日。僧宗義、鳳至郡總持寺塔頭法光院に諸岡村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六一五

きまんとしたてまつる、のとのくにくしひのしやうのうち、

がさんをまやうの御たちう法光院の田地之事

さい所もろおかむらのうちの田はたけ

一所かみかはらの田三百四十かり

一所つじのかきうちのはたけ内やしき

右くだんの田はたけは、宗義がぢうだいさうでんの所りやうなり。しかるをがさんの御たちう法光院にゑいたいをかぎりてきしん申處也。宗義がげんたう二世のしつ地をいのらんがためなり。たゞし宗義がいちごのあいだは、ちぎやうすべき處なり。仍後日狀如件。

康曆貳年三月二日

僧 宗 義 在判

六月二日。幕府、足利義滿が山城寶曠寺に寄進したる加賀郡倉月莊松寺村・赤濱村等を同寺雜掌に交付せしむ。

【鹿王院文書】 山城

六一六

攝津國多田院内上下阿古谷村、加賀國倉月庄内松寺・赤濱兩村事、任御寄進狀之旨、可被沙汰付大福田寶曠寺雜掌之狀、依仰執達如件。